

# 会議結果報告書

令和3年6月4日

会議の名称	志木市情報公開・個人情報保護審議会委嘱状交付式及び 令和3年度第1回会議
開催日時	令和3年5月10日（月）13時30分～16時40分
開催場所	市役所 第1庁舎 4階 庁議室
出席委員	竹前榮二委員（会長）、大貫結子委員（会長職務代理）、 西川和人委員、阿部眞治委員、榎本秀夫委員、 清水賢三委員、羽賀佳和委員、荷田幸雄委員、松澤真衣委員、 荻島亜紗美委員 （計10人）
欠席委員	なし （計0人）
説明員職氏名	（総合窓口課）細谷課長、桜井主査、徳山主事 （保険年金課）柏木主幹 （保育課）平田副課長、荒巻主事 （健康政策課）安形主幹、伴主査、宮原主事 （新型コロナウイルス感染症ワクチン接種支援室）杉田室長、 飯田主査 （子ども支援課）砂井主任 （計12人）
議題他	1 開会 2 委嘱状交付 3 自己紹介 4 会長及び会長職務代理の選出について 5 会長あいさつ 6 議題 （1）志木市情報公開・個人情報保護審議会の概要及び関係例 規について （2）諮問事項 ・住民異動窓口受付システム（総合窓口課） ・マイナンバーカード交付予約管理システム（総合窓口課） ・後期高齢者医療限度額適用（・標準負担額減額）認定証封

	<p>入封緘処理業務委託（保険年金課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・そだちえ写真販売サービス（保育課）</li> <li>・働く世代の健康づくり事業業務委託（健康政策課）</li> <li>・いろは健康ポイント事業お買物券等封入封緘業務委託</li> <li>いろは健康ポイント事業計測会案内封入封緘業務委託（健康政策課）</li> <li>・市で保有するポイント事業参加者の個人情報（アドレス・携帯電話番号）を活用した特定健診の受診勧奨事業（健康政策課）</li> </ul> <p>（３）報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスワクチン接種クーポン券等封入封緘にかかる業務委託（新型コロナウイルス感染症ワクチン接種支援室）</li> <li>・児童相談管理システムの運用について（子ども支援課）</li> </ul> <p>（４）その他</p>
<p>結 果</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員に委嘱状を交付した。</li> <li>・委員と事務局が自己紹介をした。</li> <li>・委員の互選により、竹前榮二委員が会長に選任された。</li> <li>・会長職務代理に大貫結子委員が指名された。</li> <li>・住民異動窓口受付システムについて、承認された。</li> <li>・マイナンバーカード交付予約管理システムについて、承認された。</li> <li>・後期高齢者医療限度額適用（・標準負担額減額）認定証封入封緘処理業務委託について、承認された。</li> <li>・そだちえ写真販売サービスについて、承認された。</li> <li>・働く世代の健康づくり事業業務委託について、承認された。</li> <li>・いろは健康ポイント事業お買物券等封入封緘業務委託及びいろは健康ポイント事業計測会案内封入封緘業務委託について、承認された。</li> <li>・市で保有するいろは健康ポイント事業参加者の個人情報（アドレス・携帯電話番号）を活用した特定健診の受診勧奨事業について、承認された。</li> <li>・新型コロナウイルスワクチン接種クーポン券等封入封緘にかかる業務委託について報告が承認された。</li> </ul>

	<p>・児童相談管理システムの運用について報告が承認された。 (傍聴者 0人)</p>
事務局職員	菊池課長、仲野主幹、神田主査
審議内容の記録（審議経過、結論等）	
<p>1 開 会</p> <p>2 委嘱状交付 ・市長出席のもと、委嘱状を交付した。</p> <p>3 自己紹介 ・委員及び事務局職員自己紹介</p> <p>4 会長及び会長職務代理の選出 (1) 会長の選出について 条例第6条第1項の規定に基づき、互選により竹前榮二委員が会長に選任された。 (2) 会長職務代理の選出について 条例第6条第3項の規定に基づき、大貫結子委員が会長職務代理に指名された。</p> <p>5 会長あいさつ</p> <p>6 (1) 志木市情報公開・個人情報保護審議会の概要及び関係例規について 事務局から新任委員向けに志木市情報公開・個人情報保護審議会の概要や、情報公開・個人情報保護制度の違い等について説明を行った。 (2) 諮問事項 香川市長から竹前会長へ下記について諮問した。</p> <p>(1) 住民異動窓口受付システム 【個人情報保護条例第12条の規定による諮問】（総合窓口課） 〈説明〉 このシステムを導入することで、申請書への名前や住所などの様々な記入を省くことができる。「書かない、待たない窓口」を実現することができ、個人情報の収受は、インターネットではなく、行政専用のネットワークLGWAN-ASPを使用する。また、申請書については鍵のかかるキャビネットに保管し、安全性を確保している。 〈質疑応答〉 委員) 転入、転出、転居の各件数はいくつか。 説明員) 令和元年度では、転入2,437件、転出2,095件、転居571件</p>	

の合計5, 103件である。

委員) 個人情報の記録の件数が、約11, 000件(5, 103件×2年)とあるが、委託契約は2年間なのか。

説明員) 委託契約は5年間で、データ保存年限が2年間である。

委員) 転出証明は、手書きなのか。

説明員) 印字されているものです。

委員) スキャンしても文字化けはしないか。

説明員) しない。

委員) 他の自治体で、住民異動窓口受付システムの利用実績があるようだが、問題があった事例や報告はないか。

説明員) 特に聞いていない。

委員) 委託予定先が、ISO27001やプライバシーマークを取得されているとともに、実績のある会社であるため、委託先として問題ないと、市は判断していると理解してよいか。

説明員) 信頼できると認識している。

委員) 新規事業なのか。

説明員) その通り。

委員) 議会では何か言われているか。

説明員) 特にない。

委員) 予算はいくらか。

説明員) 利用料は、5年で約1, 400万円かかる。

委員) システムを操作するのは市の職員もしくは市から委託された職員ということによいか。

説明員) その通り。

委員) 他の自治体で実績があるため、信ぴょう性を問う必要はなく、大きな問題も起きていないため、システムを導入する判断は、問題ないと思われる。また、この1, 400万円の中に、運用費、保守費等が含まれているのであれば、決して高い金額ではない。

委員) 転出証明書は、全国で必要なものであるため、共通様式が望ましいと思うが、国はどのように考えているのか？

説明員) 「行政デジタル化推進に関する政府作業部会」で、2025年度末までに、システムを標準化することを表明している。

委員) 電話番号については、住民基本台帳法とは直接関係がないため、必要性がないのではないか。

説明員) 必須事項ではなく、不備や疑問点があった際に、ご本人様と連絡がとれ

るようにするため、本人同意のもと、求めるかたちをとっている。

委員) 年金番号や児童手当については、住民基本台帳法と関係ない情報ではないのか。

説明員) 年金番号や児童手当については、住民基本台帳法7条に規定されているので、取り扱う個人情報になる。

<結論>

当審議会で出た意見を参考に事務を進めてほしい。

(2) マイナンバーカード交付予約管理システム

【個人情報保護条例第12条の規定による諮問】(総合窓口課)

<説明>

マイナンバーカードの交付待ち枚数が3,000枚にまで到達するとともに、交付予約の受付電話も殺到し、他の業務についても支障をきたしてきている。そのため、この予約管理システムを導入することで、市民がインターネット予約をできるように業務の効率化を図るものである。

<質疑応答>

委員) マイナンバーカードを取得する必要性や特典はあるのか。

説明員) コンビニ交付やスマート申請が可能になる。また、令和3年10月から保険証としても利用が可能になる。

委員) マイナンバーカードを他人に拾われた際、本人になりすまして取得される心配はないのか。

説明員) 暗証番号があるので、なりすましによる住民票などの取得は難しい。

委員) 現在はどうのように対応しているのか。

説明員) 予約電話3台に対し、1つの紙台帳に各職員が書き込んで対応している。

委員) 急を要する案件に見えるが、委託予定が令和3年12月からで問題ないのか。

説明員) 前倒ししたいが、業者から新規開発に5か月程度を要すると聞いているため、12月からの予定としている。

委員) LINEアプリによる来庁予約については、システムダウンや外部からの閲覧等の問題を考えると、この機能に限っては見送るべきだが、ネット予約などのそれ以外の部分については、導入すべきである。

説明員) 現段階では、LINEアプリによる来庁予約は考えていない。

委員) 予算はどれくらいかかるか。

説明員) 導入経費に約200万円と、毎年の利用料及び保守費用が約200万円かかる。

委員) ISO27001の取得については、一度取得したら永遠に得られている状態になるわけではないが、大丈夫か。

説明員) 契約の仕様書に、ISO取得が条件であると謳っている。そのため、もし維持できていなければ、委託先の契約違反となる。

委員) このシステムは、住基システムなどの他のシステムと連携できないか。

説明員) 住基システムと連携すると、不必要な情報も引っ張ってきてしまい、リスクが大きくなってしまう。

委員) このシステムの操作は、市の職員がするのか。

説明員) 市の職員と委託職員が操作する。

<結論>

当審議会で出た意見を参考に事務を進めてほしい。

(3) 後期高齢者医療限度額適用（・標準負担額減額）認定証封入封緘処理業務委託

【個人情報保護条例第12条の規定による諮問】（保険年金課）

<説明>

例年、市職員により封入封緘を行っていたが、被保険者数が増加し、発送期日までに終わることが難しくなってきたため、委託するものである。

<質疑応答>

委員) 封入封緘作業をする場所は庁舎外か。

説明員) 庁舎外を予定している。

委員) その場所は確定しているのか。

説明員) まだ、業者が確定していないため、未確定である。

委員) この作業は、市が封筒を用意して、業者がその封筒にチラシ等内容物を入れて、市にそれを戻すということによいか。

説明員) その通り。

委員) 市職員の目が届かないところでの作業ということになるが、セキュリティ上問題ないか。

説明員) 作業中に確認することはできないが、最後には確認する。

委員) 委託先が、「事務委託業者」と「封入封緘委託業者」の2者となっているが、責任の分担はどのようになっているのか。

説明員) 「事務委託業者」については、現在、窓口業務を委託している業者のことで、こちらは認定証の出力とチラシを用意するのみであり、「封入封緘委託業者」については、封入封緘をする。

委員) 引き抜き対象の確認や差し替えを、市ではなく委託先にさせるのか。

説明員) 市職員が確認する。

委員) 市の職員が目が届かないところで封入封緘作業をしていることが、セキュリティ上、個人情報保護上たいへん甘いのではないか。

委員) 例えば、委託業者に市役所へ来ていただき、作業前にスマートフォンを預かるなどしてから、会議室等で封入封緘作業をするといったことではできないか。委託先に任せたままで、納入さえできていれば良いというのでは問題があるのでは。

委員) 仮に個人情報が漏れた場合、誰が責任をとるのか、漏らされた市民はどこに対して訴えることになるのか、わからない。

委員) 通常、封入封緘作業場所については、委託業者は封入封緘専用の機械を持っており、市庁舎などにその機械を運んで、作業をすることは難しい。また、関係者以外は絶対入れない密閉空間であり、関係者も持ち物検査をしてから入ることになっている。まず、個人情報が漏れる問題はないと思われる。

委員) 委託先はどのように決めるつもりなのか。

説明員) 封入封緘作業の実績がある会社2者に、参考見積を依頼して、決めていく予定である。

<結論>

当審議会が出た意見を参考に事務を進めてほしい。ただし、7月から事業をスタートさせるので、その前までに、内容を精査した情報を、事務局を通して提出していただきたい。

#### (4) そだちえ写真販売サービス

【個人情報保護条例第12条の規定による諮問】(保育課)

<説明>

公立保育園で撮影された子どもの写真を、保護者へ公開、販売するためのインターネット写真サービスを導入するものである。セキュリティについては、ダブル認証方式を採用し、写真公開ページと保護者個人のアカウントの両方にパスワードを設定する仕組みになっており、二重のセキュリティがかかるため、外部の方はアクセスできない仕様になっている。

<質疑応答>

委員) 写真からわかる個人情報は、子どもの容姿だけではなく、名札から氏名がわかり、背景から保育園名がわかり、帽子から学年そして年齢もわかってしまう。

委員) 事業者はISO27001やプライバシーマークを取得しているのか。

説明員) 調べて、後日報告する。

委員) データ保存期間はどのくらいか。

説明員) 写真を撮るのも、アップロードの期間を定めるのも保育園側が決める。

委員) 自分の子だけではなく、他の子の写真も、見ることができてしまうのか。

説明員) 保護者一人一人に認証されたアカウントが与えられるので、まったくの第三者が見られるということは、まずありえない。また、写真の閲覧範囲をクラスごとに設定することもできる。ただし、運動会のような合同行事については、保育園全体で実施しているため、制限することが難しい。

委員) このサービスを導入するにあたり、子どもの写真が公開されることを、保護者は理解し、市は保護者から承諾を得ているのか。

説明員) 在園児の保護者に対しては、保育園長から保護者会等で説明している。これから入園する児童の保護者には、入園前に説明し、理解を得ている。また、このサービスについては、保護者からの要望があったため、導入を検討したものである。

<結論>

当審議会が出た意見を参考に事務を進めてほしい。

#### (5) 働く世代の健康づくり事業業務委託

【個人情報保護条例第12条の規定による諮問】(健康政策課)

<説明>

青年期・壮年期からの健康意識を高めるとともに、運動習慣をつけることにより、生活の質の改善を目指すものであり、民間事業者と一緒に「健康貯筋スタートプログラム」を実施する。具体的には、20歳代～40歳代の方を対象に、公園などの屋外フィールドを活用したアウトドアヨガ教室を実施し、運營業務全般を委託する。本事業を実施するにあたり、運営に必要な氏名、年齢、性別、住所、電話番号、メールアドレス、評価・分析に必要な健康状態、体力測定の結果などの個人情報を取得する。件数は、1コース30人のものを年間3コース実施するので90件である。

また、働く世代の方々が参加しやすいように、親がヨガをしている間に、運動あそびプログラムを実施し、子どもの預かりを行うため、参加希望の場合は、子どもの氏名、年齢、学年についても取得する。

大塚製薬株式会社及びミズノスポーツサービス株式会社との健康づくりの施策の推進に関する連携協定を結び、運營業務はミズノスポーツサービス株式会社に今年度末まで委託を予定している。

<質疑応答>

委員) 委託先は何処か。

説明員) ミズノスポーツサービス株式会社である。

委員) 新規事業か。

説明員) そのとおり。

委員) メールアドレスは必須条件か。

説明員) 2次元コードなどから申込フォームに入り、住所、氏名、電話番号を入力して、エントリーをする。応募者が多い場合は、抽選により受講者を確定するため、抽選結果の返信に必要となる。

委員) メールアドレスを所有していない方は、参加できないということか。

説明員) そのとおり。

委員) メールアドレスは、抽選結果の返信以外では使われないのか。

説明員) 最後のアンケートでも、使う予定である

委員) 申込フォームには、この事業で得た個人情報、この事業のためにのみ使用する旨を載せてほしい。

説明員) 記載します。

委員) 事業者はISO27001やプライバシーマークを取得しているのか。

説明員) 確認し、後日報告する。

委員) 令和3年5月13日が参加者募集チラシの配布、同年5月17日から参加者を募集することになっているが、そもそも実現が可能なのか。

説明員) すでにチラシ等を用意し、準備をすすめているが、連携協定の締結が予定より遅れているため、事業開始も遅れる見込みである。

委員) どのくらい遅れそうか。

説明員) 3週間程と思われる。

委員) 申込時に入力した個人情報はいつまで活用されるのか。

説明員) アンケートを最後に、事業終了後は活用しない。

委員) チラシには、連携協定を締結する2者と志木市が、一緒に事業を実施していくことについて、明記されているのか。

説明員) 明記している。また、2者のロゴと志木市の市章も載せる。

委員) つまり、参加者は、2者と志木市で事業を実施していくことを了承して、申し込みをしているということでしょうか。

説明員) そのように認識している。

委員) 2者側にも、志木市と一緒に事業をしていくことを謳ってもらうこと。

委員) 子どもを預かるという説明があったが、子どもの身に、万が一何かあった場合の対応策は、2者と調整ができているのか。また、マニュアルなどが用意されているのか。

説明員) 子どもは、親とは別のプログラムに参加することになっており、マニユ

アルなどはないが、イベント保険に加入することになっている。

<結論>

当審議会が出た意見を参考に事務を進めてほしい。

(6) いろは健康ポイント事業お買物券等封入封緘業務委託

いろは健康ポイント事業計測会案内封入封緘業務委託

【個人情報保護条例第1条の規定による諮問】(健康政策課)

<説明>

いろは健康ポイント事業の参加者が3,000人を超え、職員の手で封入封緘をしていくことが、量的に難しくなってきたため、業者へ委託するもの。個人情報については、宛名シールに書かれている住所や氏名のこと、封入物については何も含まれていない。宛名シールの情報については、CD-Rに入れたかたちで委託先に渡し、使用後に市へ返却していただく。封入封緘場所については、業者によっては機械での実施になるので、その場合は市の職員が伺い、市職員の監視下のもと、作業をしていただく。もしくは、市役所の会議室等で作業していただく。

<質疑応答>

委員) CD-R内のデータの抹消について、取り決めに設けること。

説明員) 末梢について、取り決めに設ける。

委員) 委託先の封入封緘作業は機械作業か。それとも手作業か。

説明員) これから業者を決めていくので、現時点ではどちらとも言えない。

委員) 事前に封入封緘の作業方法を決めた仕様にすべきである。

説明員) 個人情報の漏洩リスクを考慮した上で、仕様を定めていく。

委員) CD-Rを委託先に渡した時点で、個人情報の漏洩リスクは生まれる。

例えば、CD-Rを渡してから、返してもらうまでの間に、そのCD-Rをコピーされてしまう恐れがある。そのため、市職員が随伴することや封入封緘の作業員に対しスマートフォンを作業場へ携帯させないこと、カギのかかる部屋の用意や委託先の作業マニュアルを確認するなどの対策をしておくべきである。

委員) 仕様書を用意して、事務局へ提出すること。

委員) 市で封入封緘機械の購入はできないか。

事務局) 各課の封入封緘作業の時期が重なることが予想されるため、複数の機械を用意しなければならない。そのため、初期費用や保守費用などのお金の問題もあり、難しい。

委員) 体重やBMIの情報もCD-Rの中に含まれるのか。

説明員) 含まれない。ただし、封入物に記載される可能性はある。

委員) この委託については、令和4年2月に実施予定のため、不確定の部分が多い。そのため、議論を深めるためにも、次審議会でもう一度審議すべきではないか。それとも、今回の審議会にかけなければならない理由があるのか。

説明員) 次審議会は令和4年2月であり、審議をかけたときに、承認を得られなかった場合に、対応がむずかしい。

事務局) 5月の審議会では、今年度実施予定の案件を審議し、次回2月の審議会では、3月議会で承認を得たい案件(令和4年度分)を審議するものと理解していただきたい。

#### <結論>

当審議会に出た意見を参考に事務を進めてほしい。ただし、封入封緘作業の管理体制の具体的対策案を示した仕様書を、事務局を通して提出いただきたい。

(7) 市で保有するポイント事業参加者の個人情報(アドレス・携帯電話番号)を活用した特定健診の受診勧奨事業

【個人情報保護条例第13条の規定による諮問】(健康政策課)

#### <説明>

毎年、国民健康保険加入者の内、40～74歳の方を対象に、特定健康診査の受診を促しており、年2回の通知発送で約11,000件送っている。この11,000件の方々に対し、今回からショートメッセージサービス(以下、SMSと表記)やEメールを使っての受診勧奨をしたい。

そのため、別事業である「志木市いろは健康ポイント事業」への参加者約3,000人の内、現在、国民健康保険に加入されている方を抽出し、その中から連絡先の登録がされている方々に、今までの通知に替えて、SMSやEメールを使っての受診勧奨をしたい。

しかし、事業を開始した平成27年度から平成30年度までの参加者については、健康に関するお知らせの配信がある旨を記載した参加登録申込書にて応募してもらっているが、平成31年度から令和2年度までの参加申込書には記載をしていない。

そのため、国民健康保険加入者に対して送付される、特定検診のご案内に「・志木市いろは健康ポイント事業に携帯電話番号やメールアドレスを登録されている方へ、SMSやEメールで特定健診に関するお知らせをお送りすることがあります。」と、記載して受診勧奨する予定であるが、志木市いろは健康ポイント事業で得た個人情報を、特定検診の受診勧奨事業に、目的外利用をしてよいか。

#### <質疑応答>

委員) 平成27年度から平成30年度までの志木市いろは健康ポイント事業参加者に対しては、送っても問題ないが、平成31年度から令和2年度までの参加者については、トラブルになるため、送るべきではない。もし、送るのであれば、何らかの機会に、その対象者に対して、健康に関するお知らせの配信がされることについて、同意を求める必要がある。

委員) なぜ、平成31年度から令和2年度までの間だけ、健康に関するお知らせの配信があることを記載しなかったのか。

説明員) 平成27年度から平成30年度までは情報発信をする予定でいたため記載していたが、結果的に、毎年度活用せずに終えていたため、削除した。しかし、昨今になって紙の時代ではなくなってきたことや、特定健診の受診勧奨や健康に関するお知らせなど発信したい情報が出てきたことによるものである。

委員) 特定健診のご案内には、「健康に関するお知らせを配信する」もしくは、「いろは健康ポイント事業以外の情報をお知らせする」という記載がないから問題であり、参加者がこの案内を見ても、平成31年度から令和2年度までの参加者からすると、いろは健康ポイント事業以外の情報が届くとは思っていない。

特定健診の案内を活用するなら、「健康に関するお知らせを配信する」という断定表現及び「いろは健康ポイント事業以外の情報をお知らせする」ということを示唆した表現の記載を設ければ、何とか許容範囲である。

委員) SMSは信ぴょう性が薄いため、読まれず埋もれてしまう恐れがある。特定健診のような重要なことについては、紙ベースで送っていただきたい。

委員) 平成31年度から令和2年度までのいろは健康ポイント事業の参加者が、メールアドレスの提供を担当課にしたとき、いろは健康ポイント事業以外の情報をお知らせする際にメールアドレスを活用するということを、参加者にお伝えしていない状況下では、後付けで活用することを謳っても、やはり目的外利用には変わらない。

説明員) 平成31年度から令和2年度までの参加者に対しては、SMSやEメールを送らなければ問題ないか。

委員) 送らないほうがよいと考える。

<結論>

当審議会が出た意見を参考に事務を進めてほしい。ただし、平成31年度から令和2年度までの参加者に対しては、SMSやEメールを送らないほうがよい。

【報告事項】

(1) 新型コロナウイルスワクチン接種クーポン券等封入封緘にかかる業務委託  
(新型コロナウイルス感染症ワクチン接種支援室)

<説明>

風疹抗体検査の接種券と同じように、住所、氏名、生年月日を抽出し、(株)ジーシーに封入封緘業務を委託した。

<質疑応答>

委員) どのような方法で、必要な個人情報を委託先に提供するのか。

説明員) (株)ジーシーは、志木市に住基システムを提供している会社であるため、市と(株)ジーシーは今回使用する個人情報を共有している。そのため、CD-Rのような記録媒体で提供するものではない。よって外部への個人情報漏洩のリスクは低い。

(2) 児童相談管理システムの運用について (子ども支援課)

<説明>

現在、虐待やDV等についての情報は、エクセルで管理している。そのため、他課との調整が難しく、ヒューマンエラーが起きてしまうことがあった。こうした背景から、児童相談システムを導入することとしたが、前回の審議会で児童相談システムの運用体制について、報告をしてほしいと意見があったため、要領について説明するものである。

内容としては、「志木市児童相談管理システム 個人情報取扱要領」を作成し、児童相談管理システム内において扱う個人情報やシステムを取り扱う職員の静脈認証の登録方法などの個人情報漏洩対策について明記した。

<質疑応答>

委員) 今回は不足部分や不明瞭であった部分が補われている。

委員) 取り扱い件数は多いのか。

説明員) 今は少ないが、今後増えていくと思われる。

(その他)

事務局) 次回審議会は、2月ごろに開催予定である。

7 閉 会